

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第824号

2016年(平成28年)10月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

公益財団法人藤沢市保健医療財団の運営指導及び連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2016年9月23日付けで諮問(第824号)された公益財団法人藤沢市保健医療財団の運営指導及び連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性については, 「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (5) 条件については, 「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市保健医療センターでは、藤沢市保健医療財団が市からの委託事業などにより運営する健診・健康づくり事業，介護保険事業，保険調剤薬局事業などを行っている。また，藤沢市医師会及び藤沢市歯科医師会，並びに藤沢市薬剤師会により北休日・夜間急病診療所及び北休日歯科診療所で救急診療を行っている。さらに，市の母子保健事業として妊婦や幼児を対象とした妊婦教室や幼児健診などの各種事業を行っている。

このように，保健医療センターへは終日にわたり不特定多数の来所者があり，休日や夜間においても救急患者やその付添人が訪れている。

保健医療センターにおいては，これまでも診療所への不審者の侵入や，健診室への徘徊者などがあり，また，出入口に備え付けている消毒液などの備品の持ち去り等が発生している。北休日・夜間急病診療所は平日が午後 8 時から午後 11 時まで，日曜日・休日の昼間は午前 9 時から午後 5 時まで，土曜日，日曜日及び休日の午後 6 時から翌日の午前 7 時半まで救急診療を行っており，夜間・深夜帯等において来所した救急患者やその付添い人，また当直の医師や看護師，及び受付事務職員等の安全を確保する必要がある。そのため，施設内における窃盗等の未然防止や，夜間・深夜帯における安全性の確保として保健医療センター施設の各出入口に防犯カメラを設置し，警備体制の強化を図るものである。

防犯カメラで撮影して保存した映像については，本人以外のものから収集する個人情報であり，また，事前に本人同意を得た上で収集することができないため，藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第 10 条第 4 項及び同条第 5 項の規定により，藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問するものである。

また，映像をハードディスクに保存し，映像表示機器で録画機器の操作を行うことは条例第 18 条のコンピュータ処理に該当するため，この件についても諮問するものである。

さらに，司法警察官職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規程に基づく捜査関係事項照会書により，映像について目的外提供の依頼が想定できますが，この際には条例第 12 条第 4 項により審議会の意見を聴かなければならない。

つきましては，事件解決へ向けた迅速な対応を行うため，捜査関係事項照会書等により，映像について目的外提供を求められた場合は，別に定める「個人情報の目的外提供についてのガイドライン」に基づき，審議会への諮問の手続きを個々に行うことなく，目的外提供できる包括的な取り扱いができるよう，併せて諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラで撮影した映像データを収集する目的は，当該施設における不審者の侵入による窃盗，器物損壊，放火の犯罪を防止するた

めに行うものであり、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達することが困難であることから、本人以外のものから個人情報収集するものである。

- イ 本人以外のものから収集する個人情報
防犯カメラで撮影して保存した映像データ

(3) 個人情報を目的外に提供することについて

- ア 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、当該施設で発生した窃盗、器物損壊、放火に係る捜査に限り、目的外提供を行うことができるものとする取り扱いをする必要があると判断したものである。なお、提供した映像データについては、5年間保存する。

- イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

- ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラで撮影して保存した映像データ

(4) 個人情報を本人以外のものから収集すること、及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

今回の個人情報は、防犯カメラで撮影した映像データであり、人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件にかかる本人通知を省略するものである。また、仮に本人が特定された場合でも、捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本人通知を省略するものである。なお、防犯カメラでの撮影区域については防犯カメラを設置していること、及び撮影されたカメラ映像を目的外に提供する旨の表示をして周知を図る。

(5) コンピュータ処理について

- ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラで撮影した映像データの保存先はハードディスクとし、映像データの更新や検索、及びデータの取り出しについては、コンピュータ処理を行うものとする。

- イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラで撮影した映像データ

(6) 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は中央管理室内に配置し、ワイヤーキー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者以外には利用できないよう利用者を制限する。

日常的な管理としては藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティーポリシー(基本方針)の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「藤沢市保健医療センター防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理するものとする。

なお、設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の映像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

また、防犯カメラで撮影した映像データの情報提供の際の検索・出力以外には、録画された映像は使用しないものとする。

(7) 実施時期

平成29年3月1日

(8) 提出書類

- ア 藤沢市保健医療センター防犯カメラ運用基準
- イ 個人情報の目定外提供についてのガイドライン
- ウ 設置機種「資料1」
- エ 設置場所「資料2」
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像データを収集する目的は、当該施設における不審者の侵入による窃盗、器物損壊、放火の犯罪を防止するために行うものであり、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、施設で発生した窃盗、器物損壊、放火に係る捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官によって行われるものであり、当該事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当該事件の捜査に係る防犯カメラ映像データの目的外提供については、当審議会に諮問の手続きを経ることなく、ガイドラインに基づき、管理責任者が必要性を審査し、相当と認める場合のみ、目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、対象となる犯罪類型のうち放火については、個別諮問とする。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、今回の個人情報は、防犯カメラで撮影した映像データであり、人物を特定することが事実上困難であることから通知の送付先が特定できないため、本件にかかる本人通知を省略するものであ

る。また、仮に本人が特定された場合でも、捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本人通知を省略するものである。なお、防犯カメラでの撮影区域については防犯カメラを設置していること、及び撮影されたカメラ映像を目的外に提供する旨の表示をして周知を図る、としている。

また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査に支障が生じるおそれがある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラで撮影した映像データの保存先はハードディスクであるため、映像データの更新や検索、及びデータの取り出しについては、コンピュータ処理が必要となる、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

(ア) 日常的な安全対策

(a) 録画機器は中央管理室内に配置し、ワイヤーキー等により固定することで持ち出しを防止する。

(b) 藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティーポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと、並びに「藤沢市保健医療センター防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理するものとする。

(イ) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置

操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者以外には利用できないよう利用者を制限する。

(ウ) データを確実に消去するための措置

設置機器は保存期間である7日間を超えない期間分の映像データをハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(5) 条件

実施機関は、以下の内容を事後報告することを条件とする。

ア 防犯カメラの機種選定の理由及びシステム構成図

イ 個人情報の目的外提供についてのガイドラインのうち

(ア) 2 目的外提供の判断根拠 (2) 提供目的の範囲に、当該センターの敷地内で発生した犯罪行為に限定すること及びウ放火を削除すること

(イ) 同ガイドラインの 4 目的外提供に際しての措置 (4) キ 本人通知の有無、ク 本人通知省略の根拠を追記すること

ウ 防犯カメラ運用基準第 4 条に、映像照合機能は使用しない旨の項目を追加すること

以 上